奈良市公報

号 外 第 １ 号

平成31年３月条例

令和元年12月２日発行
発行所　奈良市役所
発行人　奈良市長
編集人　法務ガバナンス課長
制　作　株式会社　明新社

目　　　次

条　　　例

○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例…………１
○奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………………………１
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例……………………………………………………………２
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………………………………………３
○奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例……………７
○奈良市手話言語条例……………………………………７
○奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例……８
○奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例………８
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…………………………………………８
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…………………………………………８
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例………………………………………９
○奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………………………………………………………10
○奈良市特別会計条例の一部を改正する条例……………10
○奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例…………………………………11
○奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………………………15
○奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例………………………………………………………15
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例………16
○奈良市犯罪被害者等支援条例…………………………16
○奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例……………18
○奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例……………18
○奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例…18
○奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例………………………………………………………18
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例…18
○奈良市税条例の一部を改正する条例……………………19
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例……………20

条　　　例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月15日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第１号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「総合政策部」を「危機管理監、総合政策部」に改め、「、財務部、会計契約部」を削り、同項第４号中「市民生活部、市民活動部」を「市民部」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

３　前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第３条第１項本文の規定にかかわらず、平成31年６月27日までとする。

４　この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている審査事件は、それぞれ新条例第２条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された審査事件とみなす。

（平成31年３月15日掲示済）

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第２号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条の３第２項中「、第16条の３及び第16条の５」を「及び第16条の３」に改める。

第７条の２第２項中「、第６条の２」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第３号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第２条　奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第６条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第４条　奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条中「及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」を削り、「100分の122.5」を「100分の130」に、「「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の１項を加える。

12　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

（教育長の給与に関する条例の一部改正）

第５条　教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「100分の172.5」を「100分の177. 5」に改める。

第６条　教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」を削り、「100分の122.5」を「100分の130」に、「「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附則中第６項を第７項とし、第５項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

６　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間、教育長の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第６条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

（奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正）

第７条　奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成４年奈良市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第８条　奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条中「及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」を削り、「100分の122.5」を「100分の130」に、「「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附則中第５項を第６項とし、第４項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

５　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間、監査委員の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

（奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第９条　奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第５条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条　奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」を削り、「100分の122.5」を「100分の130」に、

「「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附則中第６項を第７項とし、第５項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

６　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間、管理者の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第６条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条及び第10条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定（以下「改正後の議員条例の規定」という。）、第３条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定（以下「改正後の特別職条例の規定」という。）、第５条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定（以下「改正後の教育長条例の規定」という。）、第７条の規定による改正後の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定（以下「改正後の監査委員条例の規定」という。）及び第９条の規定による改正後の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定（以下「改正後の公営企業管理者条例の規定」という。）は、平成30年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定、第３条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第５条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例の規定、第７条の規定による改正前の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定又は第９条の規定による改正前の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第４号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第１項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第２項中「21,000円」を「22,000円」に改める。

第25条第２項第１号中「100分の90」を「、６月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第２号中「100分の42.5」を「、６月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第５項中「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この条及び次条第５項第３号」に、「同項」を「第25条第１項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この条及び次条第１項」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

給　料　表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100

	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
再任用職員以外の職員	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				

	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第２条　奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の４第２項第２号中「6,900円」を「10,500円」に改める。

第20条中「乗じたもの」の次に「から市長が規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第24条第２項中「、６月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第３項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」に改め、同条第５項中「（市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を削る。

第25条第２項第１号中「、６月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第25項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、附則に次の１項を加える。

26　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たつては、同表、第７条の２及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（第７条の２の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の２を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表中「373,000」を「374,000」に、「421,000」を「422,000」に、「471,000」を「472,000」に、「532,000」を「533,000」に、「607,000」を「608,000」に、「709,000」を「710,000」に改める。

第６条第２項中「、６月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分 の165」と、「」に、「100分 の165」を「100分 の170」に改める。

第４条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

附則第２項中「この項、次項及び第６項において」を削り、附則第６項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、附則に次の１項を加える。

7　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあっては、同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の２を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第３条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規

定による給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第５号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和39年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条の表奈良市杏中共同浴場の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市手話言語条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第６号

奈良市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使い独自の語彙と文法体系をもって視覚的に表現する言語です。ろう者は、手話を自分達の言葉として受け継ぎ、発展させ、情報の獲得や生活を営むために不可欠な意思疎通の手段として大切に育んできました。手話は、ろう者のいのちです。

しかし、手話は、言語として認められず、多くのろう学校では手話を使用することが事実上禁じられてきた時代があり、社会の中で差別を受け、又は偏見を持たれるなど、長い苦難の歴史がありました。

こうした状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であると明記されました。

市は、手話を使用しやすく、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指し、もって全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識を基本として、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境づくりのため、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生できる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話への理解の促進及び普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行われなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境となるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、第２条の基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ろう者の役割）

第５条　ろう者は、市が実施する手話に関する施策に協力するとともに、手話の意義及び第２条の基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　市内で事業を行う法人及び個人（以下「事業者」という。）は、手話への理解を深め、その事業を行う店舗又は事業所において、手話を必要とする人が利用しやすく、又は働きやすい環境とするための合理的配慮をするよう努めるものとする。

（手話を学ぶ機会の提供）

第７条　市は、ろう者、手話通訳者、事業者その他の者と連携して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

２　市は、事業者その他の者が手話に関する講座を開催する場合においては、当該講座を支援するものとする。

（手話を用いた情報発信）

第８条　市は、ろう者が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

（聴覚障害児及び保護者等に対する支援）

第９条　市は、聴覚障害児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供及び手話を獲得するための必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校等における手話の普及）

第10条　市は、学校等において、幼児、児童及び生徒に対し、手話に接する機会及びろう者への理解を促進する機会を提供するよう努めるものとする。

（医療機関への啓発）

第11条　市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるよう、医療機関に対する啓発に努めるものとする。

（災害時の対応）

第12条　市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

（観光旅行者への対応）

第13条　市は、手話を必要とする観光旅行者が安心して滞在できるための必要な施策の実施に努めるものとする。

（手話通訳者の派遣等）

第14条　市は、市民が手話通訳者の派遣による意思疎通の支援を受けることができる体制を整備するため、関係機関と協力し、手話通訳者の確保及び手話技術等の向上を図るとともに、手話通訳者を派遣する制度の周知を図るものとする。

（意見の聴取）

第15条　市は、手話に関する施策の推進及び実施に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（財政上の措置）

第16条　市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第７号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第２条関係）」に改め、同表奈良市東部出張所の項中「柳生町」を「横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、杣ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第８号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市エイズ対策推進会議の項を次のように改める。

奈良市感染症対策委員会	結核、エイズその他の感染症対策に関する重要事項についての審議に関する事務

別表市長の部奈良市結核対策評価推進会議の項を削り、同部に次のように加える。

奈良市障害者計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に規定する市町村障害者計画等の策定及び変更並びに実施についての調査審議に関する事務
奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会	本市が発注する家庭系ごみ収集運搬業務における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第９号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第８条に次の１項を加える。

３　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第10号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項中「第３項まで」の次に「及び第15条の３第１項」を加える。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を

加える。

第15条の２の次に次の１条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子の養育をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子育て部分休暇の時間は、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　第15条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第17条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項を次のように改める。

２　職員が次に掲げる休暇等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

⑴　部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。第４号において同じ。）を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

⑵　介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

⑶　介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

⑷　子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）を除く。）が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子の養育をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第16条中「（平成３年法律第110号）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成４年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第19条第２項中「又は勤務時間等条例」を「、勤務時間等条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間等条例第15条の３第１項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

（平成31年３月29日掲示済）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第11号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年奈良市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第104条第４項第２号」を「第104条第７項第２号」に改める。

（奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第５号中「後」の次に「（学校教育

法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第8号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。)」を加え、同項第10号中「又は水道環境」を削り、「もの」を「者」に改める。

（奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第3条　奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の5第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

（奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第4条　奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削り、「したもの」を「した者」に改める。

第4条第1項第2号中「後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第4号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、同項第5号中「の卒業者」を「において卒業した者」に改める。

附　則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（平成31年3月29日掲示済）

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第12号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第4条第1項第3号中「1回」を「年額及び1回」に改める。

別表第1農業委員会の項及び農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農業委員会	会長	基本報酬　月額　69,000円 能率報酬　年額　農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
	副会長	基本報酬　月額　54,000円 能率報酬　年額　農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
	委員	基本報酬　月額　45,000円 能率報酬　年額　農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
農地利用最適化推進委員		基本報酬　月額　40,000円 能率報酬　年額　農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額

附　則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（平成31年3月29日掲示済）

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第13号

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則第5号及び第6号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（奈良市針テラス事業基金条例の廃止）

2　奈良市針テラス事業基金条例（平成17年奈良市条例第19号）は、廃止する。

（経過措置）

3　奈良市駐車場事業特別会計及び奈良市針テラス事業特別会計の平成30年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（平成31年3月29日掲示済）

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第14号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　幼稚園型認定こども園　次のいずれかに該当する施設であって、法第３条第１項又は第３項の認定を受けたものをいう。

ア　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

㈠　当該施設を構成する保育機能施設において、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

㈡　当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

⑵　保育所型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であって、法第３条第１項の認定を受けたものをいう。

⑶　地方裁量型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、法第３条第１項の認定を受けたものをいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（法第３条第１項で定める要件）

第３条　法第３条第１項の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等（以下この条において「施設」という。）に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

⑴　施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

⑵　施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子ども（施設が保育所である場合にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第４項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

⑶　子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

⑷　第５条から第13条までに定める基準に適合すること。

（法第３条第３項の条例で定める要件）

第４条　法第３条第３項の認定を受けようとする連携施設に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

⑴　連携施設が次のいずれかに該当する施設であること。

ア　連携施設を構成する保育機能施設において、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ　連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

⑵　子育て支援事業のうち、連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

⑶　次条から第13条までに定める基準に適合すること。

（認定こども園の長）

第５条　認定こども園には、１人の認定こども園の長を置かなければならない。

２　認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮できるよう管理運営を行う能力を有しなければならない。

（職員配置）

第６条　認定こども園に在籍する子ども（以下「園児」という。）の教育及び保育（満３歳未満の園児にあっては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（認定こども園の長を除く。）の数は、満１歳未満の園児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の園児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳未満の園児おおむね20人につき１人以上、満４歳以上の園児おおむね30人につき１人以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下回ってはならない。

２　満３歳以上の園児であって、幼稚園と同様に１日に４時間程度利用するもの及び保育所と同様に１日に８時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する４時間程度の利用時間については、満３歳以上の園児について学級を編制し、各学級に少なくとも１人の職員（認定こども園の長を除く。以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、１学級の園児の数は35人以下を原則とする。

（職員資格）

第７条　前条第１項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満３歳未満の園児の保育に従事する者は、児童福祉法第18条の18第１項の登録を受けた者（以下「保育士の資格を有する者」という。）でなければならない。

２　前条第１項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満３歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格を有する者でなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に努めている場合に限り、学級担任とすることができる。

４　第２項の規定にかかわらず、満３歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に努めている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

（施設設備）

第８条　第２条第１号イに掲げる幼稚園型認定こども園については、その用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。

２　認定こども園の園舎の面積（満３歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満２歳以上満３歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満２歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第４項本文（満２歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、第４項本文及び第９項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
１学級	180
２学級以上	320＋100×（学級数－２）

３　認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

４　前項の保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の園児１人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満３歳以上の園児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満３歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満２歳以上満３歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満２歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第２項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

５　第３項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第１号の基準を満たすときは第２号の基準を、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第２号の基準を満たすときは第１号の基準を満たすことを要しない。

⑴　満２歳以上の園児１人につき3.3平方メートル以上であること。

⑵　次の表に掲げる面積に満２歳以上満３歳未満の園児について前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
２学級以下	330＋30×（学級数－１）
３学級以上	400＋80×（学級数－３）

６　屋外遊戯場は、建物及びその附属設備と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを原則とする。

７　認定こども園は、園児に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満３歳以上の園児に対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

⑴　園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

⑵　当該認定こども園又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

⑶　調理業務の受託者を、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

⑷　園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

⑸　食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

８　幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第３項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

９　認定こども園において満２歳未満の園児の保育を行う場合には、第３項に規定する施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満２歳未満の園児のうちほふくしないもの１人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満２歳未満の園児のうちほふくするもの１人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第９条　認定こども園における教育及び保育の内容は、法第６条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第１項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第36条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものでなければならない。

２　前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、０歳から小学校就学前までの全ての園児を対象とし、満３歳以上の園児に対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な園児に対する保育との２つの機能を一体的に提供することその他規則で定める事項に配慮したものでなければならない。

（教育及び保育に従事する者の資質向上等）

第10条　認定こども園は、規則で定める事項に留意し、園児の教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

（子育て支援）

第11条　認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

⑴　単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。

⑵　保護者が利用しやすいものとなるよう時間、場所等に配慮すること。

⑶　地域の子育てを支援するボランティア、ＮＰＯ（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

（管理運営等）

第12条　認定こども園の長は、認定こども園の多様な機能を一体的に提供するため、全ての職員の協力を得て、一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第２条第１号イに掲げるものについては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

２　認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、１日につき８時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

３　認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

４　認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報の開示に努めなければならない。

５　認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援

を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

６　認定こども園は、疾病予防、耐震、防災、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

７　認定こども園は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

８　認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

（児童福祉施設条例の準用）

第13条　児童福祉施設条例第５条、第６条第１項、第２項、第４項及び第６項、第11条、第12条、第14条（第１項及び第４項ただし書を除く。）、第18条及び第19条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第５条の見出し	最低基準	認定要件に定める基準
第５条第１項	最低基準	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号。以下「認定要件条例」という。）第３条及び第４条に規定する認定の要件（以下「認定要件」という。）に定める基準（以下この条において「認定要件に定める基準」という。）
第５条第２項	最低基準	認定要件に定める基準
第６条第１項	入所している者	認定要件条例第６条第１項に規定する園児（以下「園児」という。）
第６条第２項及び第14条第５項	児童の	園児の
第６条第４項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	それぞれの施設	認定こども園
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第11条、第14条第２項及び第３項並びに第19条第１項	入所している者	園児
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第18条	利用者	園児
第19条第１項	援助	教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
第19条第２項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第５項若しくは第６項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（認定こども園の認定に係る特例）

２　この条例の施行の日の前日において現に幼稚園、保育所等を設置している者が、当該幼稚園、保育所等と同一の所在場所において、当該幼稚園、保育所等の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園であって、当該認定こども園の園舎と同一の施設内又は隣接する位置に屋外遊戯場（第８条第５項に規定する満３歳以上の園児について満たさなければならない面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第６項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に屋外遊戯場を設けることができる。この場合において、当該認定こども園は、満３歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

⑴　園児が安全に移動できる場所であること。

⑵　園児が安全に利用できる場所であること。

⑶　園児が日常的に利用できる場所であること。

⑷　教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第15号

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第25条第３項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第27条第１号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第33条第８号イの表２階の項及び３階の項中「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第10号」に改め、同表４階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第10号」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、第27条第１号の改正規定（「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）及び第33条第８号の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第16号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（助成の方法）

第３条の２　医療費の助成は、当該子どもが病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

２　前項の規定にかかわらず、当該子ども（乳幼児に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

３　前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第４条第２項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（助成の方法）

第３条の２　医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）に支払うことにより行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、対象者（６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

３　前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第４条第２項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条　奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第３条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（助成の方法）

第３条の２　医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

２　前項の規定にかかわらず、対象者（６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

３　前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第４条第２項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第17号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１号カ中「一般被保検者」を「一般被保険者」に改める。

第12条の６中「54万円」を「58万円」に改める。

第16条第１項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第２号中「27万５千円」を「28万円」に改め、同項第３号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第３項及び第４項中「54万円」を「58万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第18号

奈良市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、並びに犯罪被害者等の支援のための基本施策を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪等　犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

⑵　犯罪被害者等　犯罪等による被害（死亡又は重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が１月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けた者及びその家族又は遺族で、市内に居住するものをいう。

⑶　市民等　市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

⑷　民間支援団体　犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

⑸　関係機関等　国、奈良県その他の行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

⑴　犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

⑵　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられること。

⑶　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく講じられること。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

２　市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、第３条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第６条　市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

２　市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（居住の安定）

第７条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講じるものとする。

（広報及び啓発）

第８条　市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

（民間支援団体への支援）

第９条　市は、民間支援団体に対し、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第10条　市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を一時金として支給する。

⑴　遺族見舞金　300,000円

⑵　傷害見舞金　100,000円

（遺族の範囲及び順位）

第11条　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等による被害（死亡に限る。）を受けた者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下この条において「犯罪死亡者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

⑵　犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

⑶　前号に該当しない犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　犯罪死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪死亡者の死亡の当時犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第２号の子と、その他のときにあっては同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が２人以上あるときは、それらの者のうち１人を当該遺族見舞金の受領についての代表者とし、その者に支給するものとする。

（傷害見舞金の支給対象）

第12条　傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪等による被害（重傷病に限る。）を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　犯罪等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

⑵　市長が特別の理由があると認める者

（見舞金の支給の制限）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しないことができる。

⑴　犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき。

⑵　犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他当該犯罪等による被害につき、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があったとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給申請の制限）

第14条　見舞金の支給申請は、犯罪等による被害の発生を知った日から２年を経過したとき又は犯罪等による被害が発生した日から７年を経過したときは、これをすることができない。

（見舞金の返還）

第15条　市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき又は見舞金の支給後に、第13条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、当該見舞金の返還を命じるものとする。

（委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第10条から第15条までの規定は、この条例の施行の日

以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第19号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成９年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項中「利用料金又は」及び「（以下「駐車料金」という。）」を削り、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第５条中「駐車料金」を「利用料金又は使用料（以下「駐車料金」という。）」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第20号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表一般の項中「400円」を「600円」に、「600円」を「800円」に、「300円」を「400円」に改め、同表障がい者の項中「400円」を「600円」に、「200円」を「300円」に改め、同表回数券（12枚つづり）の項中「6,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同表団体の項中「500円」を「700円」に、「250円」を「350円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市温泉施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の支払に係る利用料金から適用し、同日前の支払に係る利用料金については、なお従前の例による。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第21号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第２の付表１の（注）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この条例は、平成31年７月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第22号

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項及び第２項中「の写し」を削る。

第９条第２項中「、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは」を削り、「、その」を「、収支報告書等の写しをその」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項及び第２項並びに第９条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費に係る収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月29日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第23号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則中第３項を第４項とし、第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（議員報酬及び期末手当の額の特

例措置)」を付し、同項の次に次の１項を加える。

3 平成31年4月から平成32年３月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（平成31年３月29日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第24号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の２第１項中「においては」を「には」に、「同項第１号に掲げる寄附金」を「同条第２項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第２項中「第314条の７第２項」を「第314条の７第11項」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「第５条の４の２第６項（同条第９項」を「第５条の４の２第５項（同条第７項」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第２項とする。

附則第７条の４中「第314条の７第２項第２号」を「第314条の７第11項第２号」に改める。

附則第９条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第１項中「によつて」を「により」に、「第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金」を「第314条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第９条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の２第５項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第６項中「附則第15条第32項第１号イ」を「附則第15条第33項第１号イ」に改め、同条第７項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第８項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第９項中「附則第15条第46項」を「法附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の３第６項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第７項第４号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第６号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第８項第５号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第14条第３項の表以外の部分中「第４号」を「第５号」に改め、同項の表第１項中表以外の部分の項中「第４号」を「第５号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第22条第１項中「法附則第30条第１項」を「平成18年３月31日までに初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第30条第６項第１号及び第２号」を「附則第30条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第22条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「附則第30条第７項第１号及び第２号」を「附則第30条第３項第１号及び第２号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第22条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「附則第30条第８項第１号及び第２号」を「附則第30条第４項第１号及び第２号」に、「第４項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第22条第７項を同条第４項とする。

附則第23条第１項中「第７項」を「第４項」に改める。

附則第28条の６第４項中「仮換地等（」を「特定仮換地等（」に、「仮換地等」」を「特定仮換地等」」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附則第28条の８（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第28条の９（見出しを含む。）中「附則第15条第43

項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第35条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、奈良市税条例第24条の２の改正規定並びに附則第７条の４、第９条及び第９条の２の改正規定並びに次条第２項から第４項までの規定は、平成31年６月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第24条の２並びに附則第７条の４及び第９条の２の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第24条の２第１項及び附則第９条の２の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の２第１項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第１項第１号に掲げる寄附金（平成31年６月１日前に支出したものに限る。）
附則第９条の２	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金（平成31年６月１日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は奈良市税条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第24号）附則第２条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の奈良市税条例附則第９条第３項の規定による同条第１項に規定する申告特例通知書の送付

４　新条例附則第９条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号。以下この項において「改正法」という。）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第１条の規定による改正前の地方税法第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第５条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

（平成31年３月31日掲示済）

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年３月31日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第25号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「31,600円」を「26,300円」に改め、同条に次の２項を加える。

３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,300円」とあるのは、「40,300円」と読み替えるものとする。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「26,300円」とあるのは、「47,300円」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の奈良市介護保険条例第４条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成31年３月31日掲示済）